

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市水道局契約規程（平成 4 年水道局規程第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 5 年 7 月 3 日

札幌市水道事業管理者
水道局長 佐々木 康之

記

1 契約担当部局

〒060-0041

札幌市中央区大通東 11 丁目 23 番地

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

メールアドレス：suido-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 名称

ア 札幌市上下水道料金検針・新設登録等業務（中央区・南区）

イ 札幌市上下水道料金検針・新設登録等業務（北区・西区・手稲区）

ウ 札幌市上下水道料金検針・新設登録・収納等業務（東区・白石区・厚別区）

エ 札幌市上下水道料金検針・新設登録等業務（豊平区・清田区）

(2) 業務内容

入札説明書のとおり

(3) 履行期間

令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日まで

(4) 履行場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

総合評価一般競争入札による。

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が最も優れた内容で申し込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札により行うため、入札書及び提案書を提出すること。

2 (1) の名称ごとに、それぞれ総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の方式

本調達は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の調達である。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「上下水道施設等維持管理業」に登録されている者であること。

(3) 平成 30 年 4 月 1 日以降に、同一事業体において 1 カ月平均 10 万件以上の水道メーター検針業務の役務契約を履行したことを証明できる者であること。

ただし、2 (1) ウについては、上記に加え、水道料金収納（滞納整理）業務、転出に伴う精算業務等を継続して 1 年以上履行したことを証明できる者であること。

- (4) 水道メーター検針業務の実務経験を5年以上有する常勤の業務責任者を配置できる者であること。
- (5) 情報セキュリティに関して、プライバシーマークなど情報セキュリティマネジメントシステムに関する公的認証を取得している者であること。
- (6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
上記1の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/info/0620s.html>
- (3) 入札書の提出方法
送付又は持参にて提出すること。
- (4) 入札書受領期限・場所
令和5年7月21日（金） 17時00分【送付の場合は必着】
札幌市水道局本庁舎3階 契約係（札幌市中央区大通東11丁目23番地）
- (5) 開札
令和5年7月26日（水） 14時00分
札幌市中央区大通東11丁目23番地 札幌市水道局本庁舎1階 入札室

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金またはこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市水道局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札者に要求される事項 この総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、上記2(5)に掲げる提案書、及び3(3)～(5)に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（写し可。）を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市水道局契約規程第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 最低制限価格の設定 無
- (7) 落札者の決定方法
落札者の決定に当たっては、「落札者決定基準」（別記1）に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本件にとって最適な者を選定するため、提案内容の評価に入札価格等の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制限の範囲内において、入札があった者のうち、総得点の最も高い者を落札者とする。
ア 提案内容の評価 「落札者決定基準」に基づき提案内容の評価し、「技術評価点」を付与する。なお、技術評価点の採点は、総合評価委員会において、入札者から提出された提案書を公正に審査し、行うものとする。
イ 入札価格の評価 入札価格等については、「落札者決定基準」に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を付与する。
ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法 ア及びイで評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合

計点数が最も高い者を落札者とする。(入札価格と消費税及び地方消費税等の額を加算した額が予定価格以下であることが前提となる。

エ 合計点数の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)は、当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとする。

オ 上記2(1)に示す4案件のうちア、イ、ウについては、重複して契約することができないので留意すること。

なお、落札者の決定はウ、ア、イの順で行う。

※ ア～ウのいずれかとエを重複して契約することは可能

(8) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

令和5年札幌市水道局告示第241号に基づく入札等については、札幌市水道局契約規程、札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和5年7月3日

2 契約担当部局

〒060-0041

札幌市中央区大通東11丁目23番地

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

メールアドレス：suido-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 名称

ア 札幌市上下水道料金検針・新設登録等業務（中央区・南区）

イ 札幌市上下水道料金検針・新設登録等業務（北区・西区・手稲区）

ウ 札幌市上下水道料金検針・新設登録・収納等業務（東区・白石区・厚別区）

エ 札幌市上下水道料金検針・新設登録等業務（豊平区・清田区）

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和6年8月1日から令和11年7月31日まで

(4) 履行場所

仕様書のとおり

(5) 入札方法

総合評価一般競争入札による。

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が最も優れた内容で申し込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札により行うため、入札書及び提案書を提出すること。

3(1)の名称ごとに、それぞれ総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の方式

本調達は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の調達である。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「上下水道施設等維持管理業」に登録されている者であること。

(3) 平成30年4月1日以降に、同一事業体において1カ月平均10万件以上の水道メーター検針業務の役務契約を履行したことを証明できる者であること。

ただし、3(1)ウについては、上記に加え、水道料金収納（滞納整理）業務、転出に伴う精算業務等を継続して1年以上履行したことを証明できる者であること。

(4) 水道メーター検針業務の実務経験を5年以上有する常勤の業務責任者を配置できる者であること。

- (5) 情報セキュリティに関して、プライバシーマークなど情報セキュリティマネジメントシステムに関する公的認証を取得していること。
- (6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所
上記2に同じ。
- (2) 契約条項等の交付方法
上記2の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/info/0620s.html>
- (3) 入札書受付期限・場所
令和5年7月21日（金）17時00分【送付の場合は必着】
場所は札幌市水道局本庁舎3階 契約係（〒060-0041 札幌市中央区大通東11丁目23番地）
- (4) 入札書の提出方法
送付又は持参にて提出すること。
- (5) 本件の仕様等に対する質問及び回答
 - ア 提出方法
書面による持参、送付又は電子メールにより提出すること。
 - イ 提出先
質問事項について、書面に簡潔にまとめ、当該書面を持参若しくは送付又は電子メールにより、次に掲げる場所あてに提出すること。
 - (ア) 持参又は送付の場合
上記2と同じ
 - (イ) 電子メールの場合
上記2のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「〇〇〇〇（業務名）の質問について」とすること。
 - ウ 提出期限
上記1の告示日から令和5年7月13日（木）17時00分まで
質問に対する回答については、令和5年7月18日（火）までに適宜、上記2に掲げる場所にて閲覧に供するとともに、札幌市水道局ホームページに掲載する。
- (6) 入札の無効
 - ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市水道局契約規程第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
 - イ 要領第13条による入札参加資格要件の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札書は無効とする。
- (7) 入札の延期等
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、またはこれを取り消すことがある。
 - ア 入札者が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
 - イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
 - ウ 発注を取りやめ、または発注内容の仕様等に不備があつたとき
- (8) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名または名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に代理委任状（別紙2）を提出しなければならない。
 - イ 入札者またはその代理人は、本発注に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができな

い。

- (9) 開札の日時及び場所
令和5年7月26日(水) 14時00分
札幌市中央区大通東11丁目23番地 札幌市水道局本庁舎1階 入札室
- (10) 開札の立会い
入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 提案書等に関する事項

本件は総合評価一般競争入札を採用するため、入札者から提案を求める。

- (1) 提案書の提出場所 上記2に同じ。
- (2) 提案書の提出期限 上記5の(3)に同じ。
- (3) 提案書の提出方法
「提案書作成要領」によるものとする。一度、提出した提案書等については、原則、修正及び差し替え等は認めない。
- (4) 提案書の記載内容・要領については、「提案書作成要領」によるものとする。
- (5) 提案書等の作成及び提出に要する費用 すべて入札者の負担とする。
- (6) 提案書等の権利関係
入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は入札者に帰属するが、提案書等は一切返却しない。ただし、本業務において公表が必要と認められる場合は、提案書の全部または一部を使用できるものとする。
なお、提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札者が負うこととする。

7 プレゼンテーションの実施

提出された提案書等の内容が「落札者決定基準」(別記1)及び入札参加者資格に定める要件を満たす者を対象に、真偽や実現性等についてプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの日時などは入札者に対し、令和5年8月10日(木)17時まで連絡するものとする。

- (1) 方法及び時間
プレゼンテーション(20分程度)を行ったあと、総合評価委員会の委員及び事務局から提案書の内容について質問(10分程度)を行い、入札者はその質問について回答する形式により行う。
- (2) プレゼンテーション会場(予定)
札幌市水道局本局庁舎(札幌市中央区大通東11丁目23番地)
- (3) 開催予定日
令和5年8月中旬～下旬
詳細はプレゼンテーション対象となる入札者に別途通知する。

8 落札者の決定方法に関する事項

落札者の決定に当たっては、「落札者決定基準」(別記1)に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本件にとって最適者を選定するため、提案内容の評価に入札価格等の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制限の範囲内において、入札があった者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- (1) 提案内容の評価 「落札者決定基準」に基づき提案内容を評価し、「技術評価点」を付与する。なお、技術評価点の採点は、総合評価委員会において、入札者から提出された提案書を公正に審査し、行うものとする。
- (2) 入札価格の評価 入札価格等については、「落札者決定基準」に基づき、入札価格に対する点数(以下「価格評価点」という。)を付与する。
- (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法 (1)及び(2)で評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計である総合評価点の最も高い者を落札者とする。(予定価格の制限の範囲内において、入札があったことが前提となる。)
- (4) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)は、当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (5) 上記3(1)に示す4案件のうちア、イ、ウについては、重複して契約することができないので留意すること。

なお、落札者の決定はウ、ア、イの順で行う。

※ ア～ウのいずれかとエを重複して契約することは可能

(6) 総合評価結果については、令和5年9月21日（木）までに参加者全員に対し、適当な方法にて通知する。

9 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市水道局契約規程第25条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア 入札者に要求される事項 この総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほか、上記3（5）に掲げる提案書、及び4（3）～（5）に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（写し可。）を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、調達仕様書、契約書（案）等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(4) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は水道事業管理者の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 契約書の作成

ア 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に水道事業管理者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において水道事業管理者が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 水道事業管理者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 契約条項

別記3「契約書（案）」のとおり。なお、落札者が提出した提案書等にあつては、発注者及び受注者と協議のうえ特記仕様書を作成し、契約条項に加え約定する。

(7) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本局に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内（土曜、日曜及び祝日は除く）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ。

イ その他 提出は持参することにより提出するものとし、送付または電送によるものは受け付けない。

以上